

公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会（以下「当法人」という。）定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいい、評議員と併せて非常勤役員等という。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に限り、退職手当を支給することができる。ただし、栃木県退職者を任用し、常勤役員として選任した場合は、退職手当を支給しない。
- 5 非常勤役員等には、定款13条第2項および第29条第2項に定める金額の範囲内で、理事会や評議員会等への出席に対し、必要の都度、定額を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1「常勤役員の報酬月額」に定める額
- (2) 役員賞与 別表第2「常勤役員の賞与」に定める算式により算出される額

- (3) 退職手当 別表第3「常勤役員の退職手当」に定める算式により算出される額
- 2 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表第4「非常勤役員等の報酬日額」に定める額とする。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第5条 常勤役員の報酬等は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、支給するものとする。

- (1) 報酬 毎月5日に本人指定の金融機関へ口座振込
- (2) 役員賞与 毎年6月及び12月に、本人指定の金融機関へ口座振込
- (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により常勤役員を退任した後、3ヶ月以内に本人指定の金融機関へ口座振込。ただし、死亡により退任した者については、その遺族に対して、遺族指定の金融機関へ口座振込
- 2 非常勤役員等の報酬は、理事会や評議員会等への出席に対し、必要の都度、現金で支給するものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 4 支給に関する詳細は、別に定める公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から週休日として割り振られた日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員の死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求の有った日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

(平成23年12月9日評議員会議決)

この規程は、平成25年4月1日一部改正する。(別表第1 常勤役員の報酬月額)

この規程は、平成26年4月1日一部改正する。(別表第1 常勤役員の報酬月額)

この規程は、平成27年4月1日一部改正する。(別表第1 常勤役員の報酬月額
別表第2 常勤役員の賞与)

この規程は、平成28年4月1日一部改正する。(同上)

この規程は、平成29年4月1日一部改正する。(同上)

この規程は、平成30年4月1日一部改正する。(同上)

この規程は、平成31年4月1日一部改正する。(別表第1 常勤役員の報酬月額)

この規程は、令和2年4月1日一部改正する。(同上)

この規程は、令和3年11月30日一部改正する(別表第2 常勤役員の賞与)

この規程は、令和4年11月30日一部改正する(別表第2 常勤役員の賞与)

この規程は、令和5年4月1日一部改正する(別表第2 常勤役員の賞与)

この規程は、令和6年4月1日一部改正する(別表第1 常勤役員の報酬月額
別表第2 常勤役員の賞与)

別表第1 「常勤役員の報酬月額」

報酬月額	256,200 円
------	-----------

別表第2 「常勤役員の賞与」

6月の賞与	報酬月額×1.175
12月の賞与	報酬月額×1.175

別表第3 「常勤役員の退職手当」

退職手当	報酬月額×勤務年数。ただし、勤務年数が4年を超えた場合は4年とする。
------	------------------------------------

別表第4 「非常勤役員等の報酬日額」

報酬日額	1,000 円
------	---------